

地権者
4人が

「駐屯地建設工事差止仮処分」を申立て！

佐賀
空港

オスプレイ配備ストップへ、支援の輪を広げよう



8月29日、自衛隊新基地建設予定地の地権者である古賀初次さんから4名が、「佐賀空港自衛隊駐屯地建設工事差止仮処分命令申立て」を佐賀地方裁判所にされました。その地で暮らす人たちの権利を踏みにじって強行する国の姿勢は、成田空港建設や、沖縄の辺野古・高江、南西諸島における新基地建設の件においても見られてきました。佐賀空港の新基地建設に関しても同様です。地権者の方々の完全な同意を得ることなく、防衛省は6月12日に工事を

9月29日(金)17時半〜18時半、天神橋交差点で「スタンディング行動」。ぜひご参加を

「仮処分命令申立書」についての池上弁護士事務局長の説明(要旨)

申立の趣旨は「国は佐賀駐屯地の建設工事を続行してはならない」。その理由は地権者4人の被保全権利(①所有権、②人格権)に基づく妨害排除・妨害予防請求権。

1963年3月、佐賀県と旧南川副漁協の漁業者との間の申し合わせで「入植増反希望者に対して国造千拓(国造堀)の農地60畝を配分する」とされ、1988年2月、佐賀県と南川副漁協が本件土地売買契約を締結。同年4月、南川副漁協名義の所有権移転登記がされた。もっとも、漁協は便宜的に買受名義人(登記名義人)になったに過ぎず、実質的な所有権者は、本件土地の配分を受けた個々の漁業者にある。

地権者4人に所有権(持分権)があることを裏付ける事情として、例えば、防衛省が「国造堀60畝管理運営協議会」(以下、協議会)の各会員に対し売却交渉等を行っていたこと、個々の地権者らに対して直接的な売却代金支払いが予定されていること、などがあげられる。本件土地は協議会会員の共有地であるため、協議会に処分権限はなく、今なお地権者4人らが持分権を有している。協議会の今年5月1日付売却決議(地権者4人らは反対)は無効で、これに依拠した有明海漁協と国との間の売買契約に同意したということとはできない。

防衛省は2025年6月末までに、オスプレイ等の移駐に必要な施設の工事を完了させる計画。本案判決を待っていたのでは工事が原状回復困難なほど進行し、著しい損害が生じるため保全の必要がある。(向井)

強行に始めました。このような中、4人の地権者の方々が勇気をもって「最後の手段」に立ち上がった。最後の手段(その背後には古賀さんたちと意思を共有される方々の思いもあることを忘れてはならないと思います)。



「昼下がりの酷暑の中、申し立てを行う地権者と弁護士たちを先頭に、各地から駆けつけた1000人を優に超える支援者たちによる裁判所への「行進」が行われました。古賀さんは、申立書提出後「国は私たちの声は全然聴く術もなく、工事をどんどんどんどん進めている。もうあの姿を見たら本当に歯がゆい思いでいっぱいです…。私たちの声を国に届けるには、

裁判しかない」と語られました。いつものように訥々と思いを語られる姿に胸が熱くなりました。また、弁護士長の東島弁護士は「国は、一部の地権者の問題に矮小化しています。佐賀空港の軍事基地化は、日本政府が行っている軍拡と切り離すことは出来ません。戦争が起きれば、必ず佐賀が攻撃対象となります。これはみんなの問題です。だから、幅広い人たちの支援をお願いします」と語られました。これは「宝の海」平

仮処分第1回審尋は10月20日(金)に決定！午前9時半に弁護士会館集合

オスプレイ関連ニュース&運動

6月12日 防衛省が佐賀駐屯地建設工事の着工を強行、工事ゲート前で抗議行動(13・19日・7月20日も)



7月7日 「駐屯地工事差止仮処分」申立てについて、地権者・弁護士らが佐賀県庁で記者会見

7月21日 米海兵隊が昨年6月にカリフォルニアで起きたオスプレイ墜落事故(5人死亡)の「事故調査報告書」を公表、これを受けて陸自オスプレイが22日から8月13日まで飛行見合わせ

7月29日 「オスプレイ裁判へのキックオフ集会」に400人参加、「オスプレイ裁判支援市民の会」設立総会開催

8月27日 オーストラリア北部で訓練中だった米海兵隊オスプレイが墜落事故(3人死亡、5人重傷)

8月29日 地権者4人が「佐賀駐屯地建設工事差止仮処分」を佐賀地裁に申し立て、報告集会にのべ170人参加

8月31日 陸自オスプレイが、エンジンの動力をローターに伝達する装置に金属片が発生したことで、航空自衛隊静浜基地に予防着陸(9月15日現在も静浜基地に停留中)

9月1日 「市民の会」として、「豪州でのオスプレイ墜落死傷事故を受けた同機の運用停止等を求める」要請書を岸田首相と浜田防衛大臣に郵送
※市民の会の現在の会員数は386人

「オスプレイ裁判へのキックオフ集会」に400人！(7月29日)

「オスプレイ来るな！」の「コール」で決意固め合う

7月29日、「オスプレイ裁判へのキックオフ集会」をメイトプラザ佐賀で開きました。会場には県内外から400人もの人々が集まり、「宝の海、ふるさとを戦の標的にするな、土地は売らない」と起ち上がった地権者とともにたたかう熱気に溢れました。

最初に佐賀のうたごえ合唱団が「宝の海よ」「空を海をいのちをく佐賀ver.」を大漁旗を掲げながら歌い上げたのち、オスプレイ配備反対運動の先頭に立ってきた古賀初次さんから地元地域の運動を記録した「オスプレイ佐賀空港配備反対の闘い(はっちゃん)のオスプレイ反対日記」が上映さ



設立総会で選出された役員
共同代表：吉岡剛彦、太田記代子、下村信廣
副代表：野中宏樹、藤岡直登

裁判に臨む原告・地権者を代表して挨拶に立った古賀初次さんは「この9年間、住民の会会長として防衛省や県、漁協に対して幾度となく抗議してきたが、私たちの声は届かず歯がゆい思

い。しかし、諦めない。裁判を最後の手段・仕事として頑張っていく」と決意と支援を訴え、大きな拍手と声援に包まれました。
訴訟の弁護団長・東島浩幸弁護士は、裁判の意義と展望について次のように述べました。①もともと計画土地は昭和38年に国造干拓の漁業権補償として入植増反希望の漁業者に土地を払い下げると覚書を交わしたことを踏まえ、昭和60年に佐賀空港建設に当たって当時の南川副漁協に国造揚60畝を配分した。②登記は南川副漁協から合併した県有明海漁協になったが、土地の真の地権者は配分を受けた254名の共有である。



台湾有事などを想定した南西諸島の「防衛力強化」との関係で平和なふるさとを戦争の標的にしたくない、命と生業を守り、未来の子どもたちを守りたいと願う全ての人々の問題でもあり、国を相手取るからには、大きな世論の力が必要だと強調しました。

③民法251条では共有の土地の処分には全員の同意が必要であり、3分の2の賛成で売却を決めたことは無効。④防衛省も土地の売却の意向調査や説明を個々の地権者に行っており、個人の地権者の存在を知っているながら有明海漁協との売買契約を進めてきたのは無効。

以上のことから土地の売却に反対する地権者の権利を踏みにじって、不当な契約をもとに行われている工事を差し止める訴えを起すということ、同時に、地権者だけの問題ではなく、

集会では原口一博衆院議員、仁比聡平参院議員、九条の会柳川の田中房子さん、現在オスプレイが暫定配備されている木更津市から野中晃さんらが駆けつけ、連帯の挨拶をいただきました。集会の後半は「オスプレイ裁判支援市民の会」の結成総会を行い、規約や共同代表などが承認されました。最後に、共同代表に選出された佐賀大学の吉岡剛彦教授が挨拶し、全員で「オスプレイ来るな！」の「コール」で決意を固めました。春先から、市民の会の立ち上げの準備に関わってききましたが、まさにこれからたたかいは本番だと、いっそう気の引き締まる思いです。(世話人・山下明子)

会員1000人の目標めざし、会員拡大にご協力ください！
入会申込フォーム↓

